

令和6年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
令和6年3月26日（火）午前9時30分から午前10時24分まで
- 2 開催場所
伊勢原市役所 3階 第2委員会室
- 3 教育長及び委員
教育長 山口 賢人
委員（教育長職務代理者） 渡辺 正美
委員 福田 雅宏
委員 濱田 光子
委員 桑原 公美子
- 4 説明のために出席した職員等
教育部長 大山 剛
学校教育担当部長 櫻井 綾子
歴史文化推進担当部長
（兼）歴史文化担当課長 立花 実
参事（兼）教育総務課長 熊澤 信一
参事（兼）学校教育課長 守屋 康弘
教育指導課長 嶋本 信之
教育センター所長 田中 美和
社会教育課長 杉山 麻里
図書館・子ども科学館長 林 かをり
- 5 会議書記
教育総務課係長 窪田 暁大
- 6 傍聴人
0人
- 7 議事日程
日程第1 前回議事録の承認
日程第2 教育長報告
（1）令和5年度3月補正予算及び令和6年度当初予算（教育委員会関係）
について 【資料1：報告者／教育部長】
（2）伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定に係る諮問について
【資料2：教育総務課（歴史文化担当）】

(3) 学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について

【資料3：教育指導課】

(4) 令和6年度伊勢原市立公民館長及び伊勢原市社会教育指導員について

【資料4：社会教育課】

(5) 令和6年度伊勢原市地域学校協働活動推進員について

【資料5：社会教育課】

日程第3 議案第10号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第11号 伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について

日程第5 議案第12号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第13号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

【非公開】

日程第7 議案第14号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の任免について

日程第8 議案第15号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免について

日程第9 議案第16号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免について

その他

----- ○ -----
午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和6年3月教育委員会定例会を開催いたします。

教育委員の皆様におかれましては、先日、小学校、中学校の卒業式に御臨席賜り、ありがとうございました。

では、本日の議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本日審議いたします日程第7から日程第9につきましては、審議内容に人事案件を含みます。よって、日程第7から日程第9につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき非公開にしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、日程第7から日程第9につきましては非公開とさせていただきます。

それでは、教育総務課長から資料の確認をお願いいたします。

○参事(兼)教育総務課長【熊澤信一】 (資料確認)

○教育長【山口賢人】 ありがとうございました。皆さん、よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

----- ○ -----
日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 では、日程第1に入ります。日程第1「前回議事録の承認」についてお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (承認)

----- ○ -----
日程第2 教育長報告

○教育長【山口賢人】 続きまして、日程第2になります。教育長報告です。本日は5件ございます。

まず1件目、令和5年度3月補正予算及び令和6年度当初予算(教育委員会関係)について、教育部長から報告をお願いいたします。

○教育部長【大山剛】 それでは、資料1を御覧ください。

まず、1ページ目ですけれども、令和5年度3月補正ということで、議会の承認をいただきましたので、正式に補正予算として成立いたしました。

2件ございます。まず、資料上段、1件目が物価高騰による学校給食費の負担軽減のための臨時交付金ということで、こちらについては、食材費の高騰によりますその相当分を、保護者に負担を求めることなく、市のほうで負担をするものでございまして、項番2の補助内容を見ていただきたいんですけども、令和5年度の国の臨時交付金を活用しまして、最大で1食当たり15円の負担をするもので、項番3として補正予算の内容ですけども、全体で1,544万6,000円の補正です。内訳としまして、小学校費が1,251万2,000円、中学校費として293万4,000円の補正をするものでございます。

これによりまして、保護者に負担を求めることなく、給食の質を落とさず提供するというための補正予算でございます。

下段、こちらは国の令和5年度の一次補正予算を使いまして、緑台小学校の1階と4階のトイレ改修工事を実施するものです。今年度、緑台小学校につきましては、2階、3階の工事が済んでおります。令和6年度に1階と4階のトイレ工事をするための所要の予算でございます。

歳出の予算額として4,810万円の補正予算です。

財源としまして、項番3ですけども、国庫補助として3分の1、市債として充当率が100%ということで、一般財源が8万7,000円の負担ということで、こちらにつきましては、令和6年度の工事ということで、令和5年度の補正予算ですけども、ここで成立しましたので、令和6年度に繰越しということで、令和6年度に工事を進めていきたいと考えております。

補正予算については以上です。

続いて、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらが令和6年度の当初予算で教育部関係のものです。

まず、全体としまして、歳入は5億5,282万8,000円です。前年度と比較しまして375.9%、4億3,667万3,000円の増となっております、後ほど御説明いたしますけれども、主に施設整備に係る補助金や市債の増が主な要因となっております。

歳出ですけども、歳出については23億1,076万4,000円で、前年度と比較しまして27.1%、4億9,251万4,000円の増となっております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。所属別の予算の概要です。

歳出の予算で説明をさせていただきます。

まず、一番上の教育総務課ですけども、全体で1億6,746万8,000円の増ということで、小学校の校舎等改修事業費で1億892万円、中学校の校舎等改修事業費が5,218万7,000円の増となっております、主な内容としては、小学校は比々多小学校の体育館の改修工事、中学校は中沢中学校の校舎の屋上外壁の改修工事を予定しております。

次に、学校教育課です。小学校の給食事業費の1,325万9,000円の増ですけども、給食調理員の賃金単価、また給食調理用の備品の購入費の増に加えまして、教員の負担軽減と保護者の利便性の向上を目的としまして、令和7年度

から導入を予定しております給食費の公会計化の準備のための費用として135万円を計上しております。

また、小学校の教科等の事務費としまして、教科書採択替えに伴います教師用の指導書等の増によりまして、全体で3,743万1,000円の増額となっております。

次に、教育指導課です。小学校の情報教育推進事業費の減額と中学校の情報教育推進事業費の増額ですけれども、こちらにつきましては、コンピューターのリース料の増減によるもので、課全体としまして37万6,000円の増額となっております。

次に、教育センターです。小学校、あと中学校の特別支援教育環境整備費の増ですけれども、特別支援学級の介助員の増員、それから報酬単価の増によるもので、センター全体では975万円の増額となっております。

次に、社会教育課です。公民館の維持管理費の4,719万8,000円の増ですけれども、伊勢原南公民館の空調設備、成瀬公民館の屋上防水の外壁改修工事を計上しております、全体で4,881万円の増額となっております。

最後に、図書館・子ども科学館ですが、図書館・子ども科学館維持管理費2億742万2,000円の増は、屋上防水等外壁改修工事費を計上しております、全体で2億2,867万9,000円の増額となっております。

次に、最後の4ページをお開きください。こちらに新規事業を計上させていただいておりますけれども、まず教育総務課の新規事業としまして、市立小中学校の在り方検討事業費です。少子化などの学校教育を取り巻く環境の変化に対応しまして、安全で快適な教育環境の整備を図るため、小中学校の適正規模、適正配置に係る基本的な方針の策定等を進めるための委託費としまして1,400万円を計上しております。

また、学校教育課の小学校給食事業費に、先ほど申し上げましたけれども、小学校の給食費等の公会計化の準備費用としまして135万円を計上しております。

教育部の令和6年度の当初予算につきましては、施設改修にかかる費用等の増額に加えまして、小中学校の在り方検討、あるいは給食費の公会計化の準備など、これまで懸案となっていました課題に取り組むための新規事業費等を計上しております。

教育部の予算の概要は以上となります。

○教育長【山口賢人】 今の報告につきまして、何か御意見や御質問がありましたらお願いいたします。渡辺委員、お願いします。

○委員【渡辺正美】 懸案であったという給食費に関しまして、公会計化というのは、およそどのような動き、考え方なんでしょうか。

○教育長【山口賢人】 お願いします。

○参事(兼)学校教育課長【守屋康弘】 先ほど部長から説明がありましたが、令和7年4月から導入できるように、令和6年度につきましては、給食費に関する、仮称ですが、条例を9月の定例会で上程し、その後、施行規則の制定であったり、また、運営審議会を設置したいと考えておまして、まず、例規の整備を

進めたいと考えています。

また、給食費と合わせて学校徴収金の徴収を行いたいと考えていますが、それにつきましては、システムで運用できるように、債務負担予算という形で来年度、契約ができる予算の承認も得ておりますので、夏頃までにシステムを決めまして構築を進めます。

そういった準備を整えながら、年内ぐらいを目途に、保護者に口座振替の依頼等の周知をしながら準備を進めていきたいと思っているところです。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。

○委員【渡辺正美】 今の説明で、本当にいろいろ御苦労さまです。要するに、学校関係のいろいろなものがすっきり整備されていくことになろうと思うんですが、いわゆる未納関係というのは、これはどのようになるのでしょうか。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 徴収権者は、給食費、学校徴収金も市になりますので、未納者の対応は、市が督促、滞納整理をしていく予定にしております。

○委員【渡辺正美】 分かりました。ありがとうございました。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。濱田委員、お願いします。

○委員【濱田光子】 給食費の臨時交付金の件で、現状教えていただきたいんですが、1食当たり最大15円という増額になると。現実、小学校、中学校の1人当たりの給食費というのはどのぐらいなのか、実態をお教えいただきたいと思えます。

○教育長【山口賢人】 学校教育課長、お願いします。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 給食費は、小学校については月4,250円で年間180回の回数、これを1食当たりにならしますと約260円。中学校につきましては、1食当たり280円の設定で行っております。

ウクライナの関係もあって、原油高、併せて物価高ということで、昨年度から、この金額では食材の高騰に追いつかないということで、国の臨時交付金を使って補填をしてきております。

今回、補正予算を認めていただき、繰越明許予算により来年度も執行できます。今年度の決算は出ておりませんが、小学校は1食で言うと272円、中学校で言うと292円という額に実際は食材費がなっているというのが現状でございます。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。ほかにはいかがでしょう。福田委員、お願いします。

○委員【福田雅宏】 補正に入らなかったのも質問なんですけど、先日、成瀬小学校に行ったときに、南校舎から西側の渡り廊下に出るところがすごい地盤沈下で大変だったじゃないですか。それがこの間行ったら直っていたんですけど、あれは当初予算で直せたんですか。

○教育部長【大山剛】 令和5年度の予算で対応した。

○委員【福田雅宏】 了解でございます。ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 よろしいですか。次に進みたいと思います。

報告の2件目です。伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定に係る諮問について、歴史文化推進担当部長から報告をお願いします。

○歴史文化推進担当部長（兼）歴史文化担当課長【立花実】 御報告します。
資料の2を御覧ください。

前回、大山こまの製作技術保持者の解除に際しまして簡単に御説明したんですけども、伊勢原市文化財保護条例では、新たに指定文化財を指定しようとする場合には、教育委員会から伊勢原市文化財保護審議会に諮問をして意見を求めることとなっております。

諮問に際しましては、資料に書いてありますとおり、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づきまして、教育長の専決事項となっておりますので、令和6年3月19日付で諮問をしましたことについて御報告をするものとなります。

新たに指定しようとする文化財について御説明いたします。

対象は、南蓮寺所蔵の阿弥陀如来立像となります。市域の仏像調査ですけども、昭和50年代から20年ほどかけまして悉皆調査を行い、平成12年に報告書を刊行しております。

しかし、その際に、地域全ての事例については網羅できておらず、またその後さらに20年以上が経過しまして、仏像の研究も大きく進展をしていることから、最新の研究成果に基づいて歴史的評価の更新を図っていく必要があるということで、令和5年度には、南蓮寺を含めまして市内3つのお寺の仏像の再調査というものを実施いたしました。

調査ですけども、山本勉先生を責任者とします仏像の専門家をお願いしております。

山本先生は、東京芸術大学で学ばれまして、東京国立博物館、清泉女子大学に勤められて、現在、鎌倉国宝館と半蔵門ミュージアムの館長をされている方で、運慶の研究の第一人者になります。

項番の2以下になりますけども、指定保護文化財の名称は、木造阿弥陀如来立像、所在地は下糟屋2234番地、所有者は宗教法人南蓮寺となります。

この像は、昭和56年の仏像調査のときには江戸時代とされていたんですけども、今回の調査で、鎌倉時代初期に作られた通称三尺阿弥陀と呼ばれます、足元から髪の毛の生え際までの高さを三尺にそろえる、そういう阿弥陀如来の1つであると。13世紀の第2四半期、ですから、1226年から50年の間ぐらいですけども、そのぐらいに作られたものであるという評価となりました。

写真も御覧いただきたいんですけども、阿弥陀如来というのは、極楽浄土に導いてくださる仏様ということで、浄土から迎えに来る来迎の姿を表したものになります。現在は金色に塗られていますけども、これは恐らく大正時代の修理で塗られたものと思われまます。

南蓮寺ですけども、浄土宗のお寺で、「新編相模国風土記稿」によりますと安土桃山時代、ですから、秀吉が小田原攻めをしている頃には既に開山されていたとされるお寺になります。

仏像の年代はそれよりも350年ほど大きく遡るということになります。下糟屋には太田道灌とゆかりの深い大慈寺がありますけれども、それよりももっと前に、鎌倉幕府と関係の深い寺院があったという可能性も考えられることになってまいります。

鎌倉時代前期のこの時代ですけれども、1230年、40年代というのは、北条の執権政治が確立した時代で、「鎌倉殿の13人」にも出てまいりました北条義時、それから政子が亡くなった直後ぐらいの時代ということになります。

こうした時代に非常に優秀な仏像が納められているということは、平安時代の終わりから鎌倉時代前期という武士の時代が始まる頃に、鎌倉近郊の伊勢原という地が重要な意味を持っていたという証の1つと考えられます。

なお、この件についての今後ですけれども、明後日ですが、文化財保護審議会の開催を予定しております、委員の先生に御協議をいただきまして答申をいただくということとなります。

さらに、答申内容を踏まえまして、4月の教育委員会定例会に議案上程をさせていただくことを予定しております。その際には、改めて御審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長【山口賢人】 報告が終わりましたが、このことについて何か御意見、御質問、御感想があれば。よろしいですか。桑原委員、どうぞ。

○委員【桑原公美子】 とても貴重な、しかも今のお話はストーリーがとても面白いんですけど、こういうものが改めて鎌倉のものだったということが分かった上で、市内の小中の教育とリンクしたものとして提示する機会というのはあるのでしょうか。

○歴史文化推進担当部長（兼）歴史文化担当課長【立花実】 仏像そのものを学校の教育に使うというのはちょっと難しいところもあるんですけども、ストーリーの部分、伊勢原が特に平安から鎌倉時代に、ただの田舎ではなくて、非常に重要な地域であったということを総合的な形で、ストーリー仕立てでお話をしていくというようなことはできる話であります。今までも出前授業などで学校に行って、6年生の歴史の授業が多いんですけども、そういうところでは、こういうことを具体にしたお話というのをさせていただいておりますので、また新たなエピソードというか、そういうものを付け加えられるかなと思います。

○教育長【山口賢人】 ぜひよろしくお願いいたします。

ほかはよろしいですか。

次に進みます。3件目になります。学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について、教育指導課長から報告をお願いします。

○教育指導課長【嶋本信之】 それでは、学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について御報告させていただきます。

市内各小中学校では、3月25日に無事終了式が行われました。学年末・学年始休業を迎えております。

学年末・学年始休業を迎えるに当たり、各学校には資料3の「学年末・学年始

休業期間中の児童・生徒指導について」を配付し、対応を依頼いたしました。

主に、下線を引いております箇所になりますが、進級、進学に当たっては、学年間、学校間の緊密な連携をお願いしております。

また、その下の年度の切替えに当たっての児童生徒の不安に寄り添っていただけるようにもお願いしております。

そのほか、詳しい内容につきましては後ほど御覧いただければと思いますが、一番後ろのページに各相談機関、連絡先が掲載されております。身近な先生や友達、家族等に相談することが大切ではございますが、相談できず抱え込んでしまっている子にとっては、こうした相談機関への相談も1つの選択肢、知ってもらうことも現時点でできる対応の1つであると考えております。併せて御承知おきくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 このことについて御質問や御意見がございましたらお願いいたします。桑原委員、お願いします。

○委員【桑原公美子】 ちょっとお伺いしたいんですが、春休み期間中の家庭からの連絡とか相談というのは、学校に連絡をすることになるんですか。先生方はそのために春休み中も出るということになるのか、それとも、この期間は電話の対応は御遠慮くださいみたいな形になっているのか教えていただけますか。

○教育指導課長【嶋本信之】 基本的に、学年末・学年始休業中も学校の先生はいますので、また日直もいますので、連絡については家庭から学校のほうへ、緊急の場合も含めて対応しております。

○委員【桑原公美子】 時間指定もなく、いつでもどうぞみたいな。

○教育指導課長【嶋本信之】 時間指定のほうは、今現在、休み期間中だけではなくて、平日の通常の期間についても、学校によっては午後6時半までとか決まっていますので、通常どおり時間指定しております。

○委員【桑原公美子】 別の地域ですが、時間指定をして、この時間の連絡は受け付けますけれども、それ以外は基本的にはご遠慮くださいというような文書を見たような気がしたものですから。そうすると、先生方の働き方改革につながるような形になるんじゃないかと思ったのでお聞きしました。ありがとうございました。

○教育長【山口賢人】 ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進みます。4件目、令和6年度伊勢原市立公民館長及び伊勢原市社会教育指導員についてと、5件目、令和6年度伊勢原市地域学校協働活動推進員について、2件続けて社会教育課長から報告をお願いします。

○社会教育課長【杉山麻里】 それでは、資料4を御覧ください。令和6年度の公民館長及び社会教育指導員でございます。

伊勢原南公民館の中村さゆり館長がこの3月で退任され、新たに端山清氏が伊勢原南公民館長として着任されます。

中村館長には、令和2年4月から伊勢原南公民館長をお願いし、その間、新型コロナウイルス感染症まん延による公民館活動への対策、また、予測できない環

境、現場への対応など、公民館長として御尽力をいただきました。

御本人からのお申し出により、令和5年度をもって退任されることとなりました。

新たに着任されます端山清氏は、伊勢原市職員として勤務された後、大山の老人福祉センター阿夫利荘のセンター長などを歴任されるなど、地域との関わり合いについて経験豊富であり、深い御理解があります。そのお力を発揮していただけるものと思います。

なお、伊勢原南公民館以外の館長及び社会教育指導員は、令和5年度に引き続きその職を担っていただきます。

公民館長は会計年度任用職員の任命権者となるため、事務処理は教育長決裁となりますが、社会教育施設の館長の人事案件となることから、御報告をさせていただきました。

続きまして、資料5を御覧ください。令和6年度の伊勢原市地域学校協働活動推進員の御報告です。

伊勢原市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づきまして、推進員の委嘱は、当該学区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行うとしております。

このたび各学校長と公民館長に推薦の依頼をしまして、8名の方が推薦されました。

地域学校協働活動推進員事業は、令和4年度から始まって事業の周知や研修会を実施しております。

県が主催する研修会の参加等、取りまとめなどもしておりますが、令和5年度も引き続きまして大山こまフェスティバル等、様々な活動が進んでおります。

今後も、推進員を中心に、具体的な事業についてさらに進展させていただくための活動が期待されます。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。では、今の4件目、5件目の社会教育関係の案件につきまして、何か御質問や御意見がありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

ないようですので、次に進みたいと思います。

----- ○ -----

日程第3 議案第10号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第11号 伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 日程第3、議案第10号「伊勢原市教育委員会関係職

員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」と日程第4、議案第11号「伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について」の両議案については、関連する議案ですので、事務局から一括して提案説明をお願いします。

○教育部長【大山剛】 それでは、議案第10号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則、それから議案第11号 伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程についての両議案でございますが、伊勢原市の教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

まず初めに、議案第10号です。

議案書の1ページを御覧ください。

本市の担当部長及び担当課長の役職につきましても、全庁的に組織上の位置づけが明確化されていないことから、設置根拠を明確にする必要があるため、市長部局による規則改正に合わせて、教育委員会規則についても改正を行うものです。

改正の内容につきましては、2ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第3条に規定されております職員の職の設置に関しまして、新たに第2項として歴史文化推進担当部長及び学校教育担当部長の設置を加えるとともに、第3項としまして、教育総務課の施設担当課長及び歴史文化担当課長、また教育指導課の教育センター所長の設置を追加するものです。

また、前2項を新たに追加することによりまして、現行の第2項以降を2項ずつ繰下げをするものでございます。

続いて、議案第11号についてです。

議案書の5ページをお開きください。

こちらは、伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規定ということでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

3つの規定の改正がございまして、第1条として、伊勢原市教育委員会表彰規程の一部改正、第2条としまして、伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部改正、第3条として伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程の一部改正でございます。この3つの規程を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明しますので、7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、伊勢原市教育委員会表彰規程についてですが、第5条の表彰の推薦に関しまして、規則の改正に伴って、同規則における引用先を同条第2項から同条第3項へ改正するもの。

それから、8ページを御覧いただきたいと思います。伊勢原市教育委員会事務決裁規程につきましても、規則の改正に伴いまして、第4条の部長等の決裁事項第3項における同規則の引用先を第3条第2項から第3条第3項へ改正するものです。

最後に、議案書の9ページですけれども、伊勢原市教育委員会職員の職務権限

に関する規程につきまして、第7条の専任参事の職務から第15条の主事等の職務まで、各条における規則の引用先を改正するものです。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ただいまの提案説明について、御意見、御質問などありましたらお願いいたします。渡辺委員、お願いします。

○委員【渡辺正美】 今の中で、担当課長の位置づけがはっきり示されているということなのですが、教育委員会関係でそれぞれの決裁といいますか、例えば教育センターであったらどのように、これまでと変化とか変わったことがあるんでしょうか。その辺のところをお聞きしたいんですけども。

○教育長【山口賢人】 お願いします。

○教育部長【大山剛】 決裁につきましては、基本的に担当部長の場合は、教育部長から一部の事務を委任するという形で、年度の初めに委任事務を規定しまして、決裁も全て担当部長。

担当課長につきましては、教育指導課長からセンターの所長に対して事務の委任をするという、その手順を経ますので、それはこれまでと変わらないということになります。

○委員【渡辺正美】 これで明確になっているということで理解していいわけですね。

○教育部長【大山剛】 内容的にはこれまでと変わらないんですけども、規則の中にきちんと担当部長の、これまで担当部長、ことができるという規定だけだったんですけども、それを明確にして、担当部長と担当課長について、職名を明確にしたということです。

○委員【渡辺正美】 意見的なことも含めるんですけども、これまで教員の研修というものを担当するいわゆる教育センターというものが設置されて何年かたった中で、どうもある時期から明確な不位置づけのような感じがないでもない。

そういう中で、今回はっきりとそのような形で教員の研修を担当する教育センター、明確に担当課長という形で位置づけられたというのは、私はよかったと思っています。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ないようですので、1件ずつ採決に入らせていただきます。

まず、日程第3、議案第10号「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

次に、日程第4、議案第11号「伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決・決定い

たしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第12号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第6 議案第13号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 続きまして、日程第5、議案第12号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」と日程第6、議案第13号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、この両議案は関連する議案ですので、事務局から一括して提案説明をお願いいたします。

○学校教育担当部長【櫻井綾子】 それでは、議案書の12ページを御覧ください。

議案第12号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第13号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」の2議案は、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

初めに、議案第12号です。

内容といたしましては、適応指導教室の名称変更に伴い、関連する2つの規則の条項文言を適正な文言へ変更するため改正するものでございます。

変更内容は14ページ及び15ページの新旧対照表を御覧ください。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則につきましては、第3条の表、教育指導課の項第19号、適応指導を教育支援教室に改めます。

また、伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則につきましては、第2条第4号の適応指導を教育支援教室に改めます。

続きまして、議案第13号についてです。

議案書の16ページを御覧ください。

内容といたしましては、就学指導委員会及び適応指導教室の名称変更に伴い、関連する規定の条項文言を適正な文言へ変更するため改正するものでございます。

変更内容は18ページの新旧対照表を御覧ください。

伊勢原市教育委員会事務決裁規程につきましては、別表第2中の適応指導及び適応指導教室を教育支援教室に、就学指導委員会を教育支援委員会に改めます。

説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ただいまの提案説明につい

て、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

特にないようですので、1件ずつ採決に入らせていただきます。

日程第5、議案第12号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

次に、日程第6、議案第13号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決・決定いたしました。

続きまして、日程第7から第9に入りますが、冒頭で決定したとおり非公開となりましたので、よろしく願いをいたします。

----- ○ -----

【非公開】

日程第7 議案第14号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の任免について

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第8 議案第15号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免について

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第9 議案第16号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免について

原案のとおり可決

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 続いて、その他になります。委員の皆様方から何かありますでしょうか。

事務局から何かございますか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 4月の定例会につきましては、4月23日火曜日の午前9時30分から、会場につきましては、3階の第三委員会室におきまして開催をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 それでは、本日の教育委員会定例会は、これをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----
午前10時24分 閉会